

基本計画書

基本計画											
事項		記入欄							備考		
計画の区分		大学の収容定員に係る学則変更									
フリガナ設置者		ガッコウホウジン ドッキョウガクエン 学校法人 獨協学園									
フリガナ大学の名称		ドッキョウダイガク 獨協大学									
大学本部の位置		埼玉県草加市学園町1番1号									
大学の目的		本学は、教育基本法に則り学校教育法の定めるところに従って大学教育を施し、社会の要求する学術の理論および応用を研究、教授することによって人間を形成し、あわせて獨協学園の伝統である外国語教育を重視して今後の複雑な国内および国際情勢に対処できる実践的な独立の人格を育成することを目的とする。									
新設学部等の目的		人や物に加え、情報やウィルスなどが国境を越えて活発に移動する現在、世界各地で様々な現象が生起しつつある。このような移動の世紀において、外国文化の研究教育を単一の国家や文化に限定して行うだけでは不十分である。2009年に設立した交流文化学科は新たな多様性の探究を重視し、英語教育ならびにツーリズム、トランスナショナル文化、グローバル社会の3部門を掲げ、志願者を漸増させてきた。こうした社会の要請に応えるため、同学科の教育研究の拡充を主目的として、外国語学部における入学定員および収容定員の調整を行う。									
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地		
	外国語学部 ドイツ語学科	年	人	年次人	人	学士 (外国文化)	文学関係	年月 第年次	埼玉県草加市 学園町1番1号		
	フランス語学科	4	100 (120)	-	400 (480)	学士 (外国文化)	文学関係	令和8年4月第1年次			
	交流文化学科	4	85 (95)	-	340 (380)	学士 (外国文化)	文学関係	令和8年4月第1年次			
	計	4	130 (100)	-	520 (400)	学士 (外国文化)	文学関係	令和8年4月第1年次			
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	【獨協大学】 外国語学部 ドイツ語学科 [入学定員減] (△20) (令和8年4月) 外国語学部 フランス語学科 [入学定員減] (△10) (令和8年4月) 外国語学部 交流文化学科 [入学定員増] (30) (令和8年4月) 【姫路獨協大学】 薬学部 医療薬学科 [定員減] (△60) (令和8年4月) 医療薬学科 [廃止] (△60) ※令和7年4月学生募集停止										
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数					卒業要件単位数				
		講義	演習	実験・実習	計						
		科目	科目	科目	科目	単位					
学部等の名称				基幹教員					助手	基幹教員以外の教員 (助手を除く)	
				教授	准教授	講師	助教	計			
新設	外国語学部 ドイツ語学科	9 (10)	6 (6)	6 (6)	0 (0)	21 (22)	0 (0)	2 (2)	大学設置基準別表第一に定める 基幹教員数の四分の三の数 5人		
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	9 (10)	6 (6)	6 (6)	0 (0)	21 (22)					
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	小計（a～b）	9 (10)	6 (6)	6 (6)	0 (0)	21 (22)					
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	計（a～d）	9 (10)	6 (6)	6 (6)	0 (0)	21 (22)					
	外国語学部 フランス語学科	8 (8)	5 (5)	2 (2)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	1 (1)	大学設置基準別表第一に定める 基幹教員数の四分の三の数 5人		
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	8 (8)	5 (5)	2 (2)	0 (0)	15 (15)					
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	小計（a～b）	8 (8)	5 (5)	2 (2)	0 (0)	15 (15)					
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
計（a～d）	8 (8)	5 (5)	2 (2)	0 (0)	15 (15)						
外国語学部 交流文化学科	13 (12)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	15 (14)	0 (0)	2 (2)				

分	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	13 (12)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	15 (14)			大学設置基準別表第一イに定める 基幹教員数の四分の三の数 6人
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	13 (12)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	15 (14)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	13 (12)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	15 (14)			
	計	30 (30)	12 (12)	9 (9)	0 (0)	51 (51)			
既	外国語学部 英語学科	16 (16)	6 (6)	3 (3)	0 (0)	25 (25)	0 (0)	2 (2)	大学設置基準別表第一イに定める 基幹教員数の四分の三の数 9人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	16 (16)	6 (6)	3 (3)	0 (0)	25 (25)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	16 (16)	6 (6)	3 (3)	0 (0)	25 (25)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	16 (16)	6 (6)	3 (3)	0 (0)	25 (25)			
	国際教養学部 言語文化学科	21 (21)	5 (5)	2 (2)	0 (0)	28 (28)	0 (0)	5 (5)	大学設置基準別表第一イに定める 基幹教員数の四分の三の数 8人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	21 (21)	5 (5)	2 (2)	0 (0)	28 (28)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	21 (21)	5 (5)	2 (2)	0 (0)	28 (28)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	21 (21)	5 (5)	2 (2)	0 (0)	28 (28)			
	経済学部 経済学科	20 (20)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	22 (21)	1 (1)	0 (1)	大学設置基準別表第一イに定める 基幹教員数の四分の三の数 11人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	20 (20)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	22 (21)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	20 (20)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	22 (21)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	20 (20)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	22 (21)			
	経済学部 経営学科	18 (18)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	22 (22)	0 (0)	1 (1)	大学設置基準別表第一イに定める 基幹教員数の四分の三の数 11人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	18 (18)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	22 (22)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			

設	小計（a～b）	18 (18)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	22 (22)				
	c．基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	d．基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	計（a～d）	18 (18)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	22 (22)				
	経済学部 国際環境経済学科	8 (8)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	12 (12)			1 (1)	1 (1)
	a．基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	8 (8)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	12 (12)				大学設置基準別表第一イに定める 基幹教員数の四分の三の数 8人
	b．基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	小計（a～b）	8 (8)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	12 (12)				
	c．基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	d．基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
計（a～d）	8 (8)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	12 (12)					
法学部 法律学科	13 (13)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	0 (0)			
a．基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	13 (13)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	16 (16)		大学設置基準別表第一イに定める 基幹教員数の四分の三の数 9人			
b．基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
小計（a～b）	13 (13)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	16 (16)					
c．基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
d．基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
計（a～d）	13 (13)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	16 (16)					
法学部 国際関係法学科	8 (8)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	1 (1)	3 (3)			
a．基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	8 (8)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	9 (9)		大学設置基準別表第一イに定める 基幹教員数の四分の三の数 8人			
b．基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
小計（a～b）	8 (8)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	9 (9)					
c．基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
d．基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
計（a～d）	8 (8)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	9 (9)					
法学部 総合政策学科	9 (8)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (8)	1 (1)	2 (3)			
a．基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	9 (8)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (8)		大学設置基準別表第一イに定める 基幹教員数の四分の三の数 8人			
b．基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
小計（a～b）	9 (8)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (8)					
c．基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
d．基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
計（a～d）	9 (8)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (8)					
分	計	113 (112)	22 (21)	8 (8)	0 (0)	143 (141)	4 (4)	14 (16)		
合 計		143 (142)	34 (33)	17 (17)	0 (0)	194 (192)	4 (4)	19 (21)		
職 種		専 属			その他		計			
事 務 職 員		136 (136)			35 (35)		171 (171)			

技 術 職 員			0 (0)		0 (0)		0 (0)					
図 書 館 職 員			14 (14)		0 (0)		14 (14)					
そ の 他 の 職 員			3 (3)		13 (13)		16 (16)					
指 導 補 助 者			0 (0)		0 (0)		0 (0)					
計			153 (153)		48 (48)		201 (201)					
校 地 等	区 分		専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計			
	校 舎 敷 地		84, 891. 23㎡		㎡		㎡		84, 891. 23㎡			
	そ の 他		105, 753. 71㎡		㎡		㎡		105, 753. 71㎡			
	合 計		190, 644. 94㎡		㎡		㎡		190, 644. 94㎡			
校 舎			専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計			
			100, 689㎡ (100, 689㎡)		㎡ (㎡)		㎡ (㎡)		100, 689㎡ (100, 689㎡)			
教室・教員研究室			教 室		室 教 員 研 究 室		室					
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕 冊		学術雑誌 〔うち外国書〕 種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕 点		機械・器具 点		標本 点	
			〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)	
	計		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)	
			〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)	
スポーツ施設等			スポーツ施設			講堂			厚生補導施設			
			㎡			㎡			㎡			
経費 の見 積り 及び 維持 方法 の概 要	経費 の見 積り	区 分	開設前年度	第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次	図書費には電子 ジャーナル・デー タベースの整備費（運 用コスト含む）を含 む		
		教員 1 人当り研究費等		425 千円	425 千円	425 千円	425 千円	－ 千円	－ 千円			
		共同研究費等		28, 691 千円	28, 691 千円	28, 691 千円	28, 691 千円	－ 千円	－ 千円			
		図 書 購 入 費		180, 000 千円	180, 000 千円	180, 000 千円	180, 000 千円	－ 千円	－ 千円			
		設 備 購 入 費		205, 000 千円	847, 000 千円	594, 000 千円	1, 026, 000 千円	－ 千円	－ 千円			
	学生 1 人当り 納付金		第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次				
			1, 310 千円	1, 120 千円	1, 120 千円	1, 120 千円	－ 千円	－ 千円				
学生納付金以外の維持方法の概要			私立学校等経常費補助金、寄付金、資産運用等									
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 等 の 名 称		獨協大学									
	学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又 は称号	収 容 定 員 充 足 率	開設 年度	所 在 地		
	外国語学部		年	人	年次 人	人		倍		埼玉県草加市 学園町1番1号		
	ドイツ語学科		4	120	-	480	学士（外国文化）	1. 15	昭和39 年度			
	英語学科		4	250	-	1, 000	学士（外国文化）	1. 15	昭和39 年度			
	フランス語学科		4	95	-	380	学士（外国文化）	1. 15	昭和42 年度			
	交流文化学科		4	100	-	400	学士（外国文化）	1. 18	平成21 年度			
	国際教養学部			150		600		1. 17		平成19 年度		
	言語文化学科		4	150	-	600	学士（外国文化）	1. 17				
	経済学部			680		2, 720		1. 2				
	経済学科		4	280	-	1, 120	学士（経済学）	1. 17	昭和39 年度			
	経営学科		4	280	-	1, 120	学士（経営学）	1. 24	昭和41 年度			
	国際環境経済学科		4	120	-	480	学士（経済学）	1. 18	平成25 年度	令和6年度 入学定員増(5)		
	法学部			360		1, 430		1. 18				
	法律学科		4	210	-	840	学士（法学）	1. 17	昭和42 年度			
	国際関係法学科		4	75	-	300	学士（法学）	1. 18	平成11 年度			
	総合政策学科		4	75	-	290	学士（法学）	1. 24	平成20 年度			
	法学研究科									昭和52 年度 平成元 年度		
	博士前期課程 法律学専攻		2	5	-	10	修士（法学）	0. 5				
	博士後期課程 法律学専攻		3	3	-	9	博士（法学）	0				
	外国語学研究科											

学校法人獨協学園 設置認可等に関わる組織の移行表

令和7年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和8年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
獨協大学				獨協大学				
外国語学部 ドイツ語学科	120		480	外国語学部 ドイツ語学科	100	400		定員変更（△20）
英語学科	250		1000	英語学科	250	1000		
フランス語学科	95		380	フランス語学科	85	340		定員変更（△10）
交流文化学科	100		400	交流文化学科	130	520		定員変更（30）
国際教養学部 言語文化学科	150		600	国際教養学部 言語文化学科	150	600		
経済学部 経済学科	280		1120	経済学部 経済学科	280	1120		
経営学科	280		1120	経営学科	280	1120		
国際環境経済学科	120		480	国際環境経済学科	120	480		
法学部 法律学科	210		840	法学部 法律学科	210	840		
国際関係法学科	75		300	国際関係法学科	75	300		
総合政策学科	75		300	総合政策学科	75	300		
計	1755		7020	計	1755	7020		
獨協大学大学院				獨協大学大学院				
法学研究科 法律学専攻 (M)	5		10	法学研究科 法律学専攻 (M)	5	10		
法律学専攻 (D)	3		9	法律学専攻 (D)	3	9		
外国語学研究科 ドイツ語学専攻 (M)	2		4	外国語学研究科 ドイツ語学専攻 (M)	2	4		
英語学専攻 (M)	6	12		英語学専攻 (M)	6	12		
英語教育専修コース (M)				英語教育専修コース (M)				
フランス語学専攻 (M)	2		4	フランス語学専攻 (M)	2	4		
ドイツ語学専攻 (D)	1		3	ドイツ語学専攻 (D)	1	3		
英語学専攻 (D)	2		6	英語学専攻 (D)	2	6		
フランス語学専攻 (D)	1		3	フランス語学専攻 (D)	1	3		
経済学研究科 経済・経営情報専攻 (M)				経済学研究科 経済・経営情報専攻 (M)				
経済・経営コース (M)	2		4	経済・経営コース (M)	2	4		
情報コース (M)	1		2	情報コース (M)	1	2		
経済・経営情報専攻 (D)	1		3	経済・経営情報専攻 (D)	1	3		
計	26		60	計	26	60		

学校法人獨協学園

設置認可等に関わる組織の移行表

令和7年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員
獨協医科大学			
医学部 医学科	126	-	732
看護学部 看護学科	145	10	600
助産学専攻科	10	-	10
計	281	10	1342
獨協医科大学大学院			
医学研究科 形態学系専攻(D)	4	-	16
機能学系専攻(D)	7	-	28
社会医学系専攻(D)	5	-	20
内科学系専攻(D)	13	-	52
外科学系専攻(D)	12	-	48
看護学研究科 看護学専攻 (D前期)	10	-	20
看護学専攻 (D後期)	3	-	9
計	54	0	193
獨協医科大学附属看護専門学校			
医療専門課程看護学科	100	-	300
計	100	-	300
獨協医科大学附属看護専門学校三郷校			
医療専門課程看護学科	80	-	240
計	80	-	240

令和8年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
獨協医科大学				
医学部 医学科	126	-	738	臨時定員変更 (認可申請予定)
看護学部 看護学科	145	10	600	
助産学専攻科	10	-	10	
計	281	10	1348	
獨協医科大学大学院				
医学研究科 形態学系専攻(D)	4	-	16	
機能学系専攻(D)	7	-	28	
社会医学系専攻(D)	5	-	20	
内科学系専攻(D)	13	-	52	
外科学系専攻(D)	12	-	48	
看護学研究科 看護学専攻 (D前期)	10	-	20	
看護学専攻 (D後期)	3	-	9	
計	54	0	193	
獨協医科大学附属看護専門学校				
医療専門課程看護学科	100	-	300	
計	100	-	300	
獨協医科大学附属看護専門学校三郷校				
医療専門課程看護学科	80	-	240	
計	80	-	240	

→

学校法人獨協学園

令和7年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員
姫路獨協大学			
人間社会学群 国際言語文化学類	0		0
現代法律学類	0		0
産業経営学類	80		320
医療保健学部 理学療法学科	40		160
作業療法学科	40		160
言語聴覚療法学科	20		80
臨床工学科	40		160
薬学部 医療薬学科	60		360
看護学部 看護学科	80		320
計	360		1560
姫路獨協大学大学院			
経済情報研究科 経済情報専攻（M）	10		20
計	10		20

設置認可等に関わる組織の移行表

令和8年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
姫路獨協大学				
人間社会学群 国際言語文化学類	0		0	
現代法律学類	0		0	
産業経営学類	80		320	
医療保健学部 理学療法学科	40		160	
作業療法学科	40		160	
言語聴覚療法学科	20		80	
臨床工学科	40		160	
薬学部 医療薬学科	0		0	令和7年4月 学生募集停止
看護学部 看護学科	80		320	
計	300		1200	
姫路獨協大学大学院				
経済情報研究科 経済情報専攻（M）	10		20	
計	10		20	